

村上市立朝日さくら小学校「いじめ防止基本方針」

I いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する[※]学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

※ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）

【いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）から】

II いじめ防止等の対策に関する基本方針

1 基本的な認識

朝日さくら小学校の児童・職員は、いじめを決して見逃さない。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し（人権侵害問題）、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または、心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。

当校では、「いじめは、どこの学校でも、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はない。」という基本認識に立ち、いじめ防止等の対策は、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

そのために、いじめがいじめられた児童の心身に、深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにするための対策も学校教育全体を通じて行うものとする。

2 「いじめ防止対策委員会」の設置

当校は、いじめが行われず、全ての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、「いじめ防止対策委員会」を設置する。日常から、いじめ防止対策委員会を中心に、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、保護者、他関係者との連携を図りながら、いじめが疑われた場合は、適切かつ迅速に対処し、さらに再発防止に努めるものとする。

III いじめ防止等のための対策の基本となる事項

- 学校の重点方策の 1 つに「いじめ未然防止」を掲げ、着実な初期対応と心に寄り添う指導・支援を行い、未然防止のために組織的に取り組む。
- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、「特別の教科 道徳」の授業を重視し、児童がいじめや差別について考え、議論する授業を展開する。
- 保護者ならびに地域住民、その他関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が行う児童会活動に対する支援を行う。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、人権講演会等を実施する。

1 いじめ防止対策を実効的に行う組織

(1) いじめ防止対策委員会

① 構成員

校長、教頭、教務主任、特別支援コーディネーター、生活指導主任、
該当学年担任、養護教諭

② 役割・活動

(ア) 学校基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実効・検証・
修正の中核とする。

(イ) いじめの相談窓口とする。

(ウ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係わる情報の収集と記録を
行い、共有化を図る。

(エ) いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有をするとともに、関係ある児童へ
の事実確認や聞き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等、
組織的に実施するための中核を担う。

(オ) いじめの早期発見に関すること（生活アンケート調査、教育相談実施等）を行う。

③ 開催

いじめ・不登校事案発生時の開催とする。

(2) 生活指導部会

① 構成員

生活指導主任、学年部主任、養護教諭

② 役割・活動

(ア) 「いじめ」を含む、児童に関する情報交換を実施する。

(イ) 生活指導に関わる事案の対応策を検討する。

③ 開催

必要に応じて緊急に開催する。

(3) 不登校対策委員会

① 構成員

校長、教頭、教務主任、特別支援コーディネーター、生活指導主任、
養護教諭、該当学年担任、該当学年部主任

② 役割・活動

(ア) 「不登校」、「登校しぶり」等、児童に関する情報交換

(イ) 該当児童に関する対応策の検討

③ 開催

必要に応じて随時行う。

(4) 職員終会（日常的にいじめ問題、生徒指導上の課題に関して対応する組織）

① 構成員

全職員

② 役割・活動

(ア) いじめ、不登校を含む生徒指導上の諸問題に関する情報及び進捗状況の共有

(イ) 生徒指導に関わる事案の対応協議・検証・修正

③ 開催

週1回を定例に開催し、必要に応じて緊急開催とする。

2 いじめ防止のための取組

(1) 校内研修による授業改善を推進し、「分かる授業」づくりを行い、児童一人一人に学習
に対して自信をもたせる。

(2) 「特別の教科 道徳」を含む道徳教育、人権教育、同和教育を中心に「心の教育」を充
実させ、児童一人一人に思いやりの心を培う。

(3) 「いじめ防止学習プログラム」、「中1ギャップ解消プログラム」の自校プランを改善
し、着実に実施する。

- (4) ライフスキル教育に基づいた学級指導や保健指導、各種体験活動を通して、コミュニケーション能力を育成し、自己有用感を高める。
- (5) 人権教育、同和教育に関する研修会を実施し、職員の人権感覚を高める。
- (6) 人権教育、同和教育を充実させ、児童の人権感覚を育てる。
- (7) 児童会を中心とした、児童が中心となって活動するいじめ防止のための活動を推進する。
- (8) 保護者、地域と連携し、「あいさつ運動」や「学年PTA行事」、「ボランティア活動」等の実施により、人間関係づくりの能力を育み、いじめ防止に取り組む。

3 いじめの早期発見のための取組

(1) いじめ調査の実施

いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 児童対象のいじめアンケート調査の実施(年間5回実施)
- ② いじめアンケートをもとにした、教育相談(簡易版は何かしらの記入があった児童に対して、詳細版は全員)
- ③ 学校生活調査(Q-U調査)(年2回、6月・11月実施)
- ④ 保護者アンケートの実施(年2回、7、12月実施)

(2) いじめ相談体制の確立

児童及び保護者が、いじめに係わる相談を行うことができるように、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① 保健室における養護教諭の相談活動
- ② 担任による教育相談の実施
- ③ 担任以外へ相談できる体制づくり。※保護者へ窓口となる教職員(生活指導主任、養護教諭)を周知する。

(3) 職員間の情報の共有化

- ① 職員終会時の児童の情報交換
- ② 日常での児童の情報共有
- ③ 子どもを語る会等を通して、児童に関する情報を共有

(4) いじめ防止のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止に関する研修を年間計画に位置づけ、いじめの防止に関する職員研修により資質の向上を図る。

(5) 保護者との信頼関係を深め、情報収集を通じた早期発見への取組 連絡帳、電話連絡、家庭訪問、個別懇談、「子どもと共に1・2・3運動」を毎年行う。

【子どもとともに1・2・3運動】	
欠席1日目：	欠席家庭に連絡し、保護者又は本人から状況を聞く。
欠席2日目：	児童生徒の具体的な状況を電話等により把握する。
欠席3日目：	家庭訪問を実施し、保護者又は本人と面談する。

4 インターネットを通じて行われるいじめに関する対策

(1) 情報モラル教育の実施(SNS教育プログラム等)

(2) 保護者への啓発活動の実施

5 いじめに対する対応

- (1) いじめに係わる相談を受けた場合は、速やかに学年部主任、生活指導主任、教頭に報告し、対応の協議を行う。
- (2) いじめの事実を確認した場合は、いじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた児童、保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための配慮として、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等での学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべき「いじめ」については、教育委員会及び所轄警察署等とも連携して対処する。
- (6) 対応後も、注意深く児童の行動を観察し、再発防止に向けて継続的に指導・支援する。

6 重大な事案への対処

生命・心身又は、財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくさせている疑いがある場合は、次のように対処していく。

- (1) 重大な事態が発生した旨を村上市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対応する組織(拡大いじめ対策委員会)を設置する。
- (3) 拡大いじめ対策委員会を中心に、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者と、いじめを行った児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) 児童へのいじめアンケートを行った後の教育相談を確実に実施し、児童への聞き取り、支援をていねいに行い、その後の様子を継続して観察する。
- (2) 保護者アンケートを実施し、その結果を公表し、学校運営協議会等からさらに評価していただく。
- (3) いじめの対応及び防止の取組は、情報共有を的確に行いながら組織的に行う。

付則 平成31年4月制定

令和2年4月見直し・改訂

令和3年6月見直し・改訂

令和4年4月見直し・改訂

令和6年4月見直し・改訂

令和7年1月見直し